

# II 全体構想



---



# 第1章 緑の将来像と目標

## 1 緑の将来像

本計画では、市民、事業者、行政がそれぞれに役割をもって、緑に係わる取組を進め、人と緑が調和するまちを実現するため、将来に渡って本市が目指していく緑の姿として「人とみどりのハーモニー うつのみや」を基本理念とします。

また、新たに、「ひとりひとりが緑をつなぎ 住み続けたいまちを目指して」を基本目標として掲げ、基本理念の実現のための12年先の中期目標として位置付けます。この基本目標では、市民・団体・企業・行政等が主体的に緑を守り、つくっていくことを通して「二酸化炭素の排出が少ない、持続可能な都市づくり（低炭素都市づくり）」や「生物多様性の保全」、「都市防災」、「景観形成」など、今日的な課題の解決につなげ、これからも安心して快適に暮らしていける魅力あるまちを実現していくことを示しています。

将来像には、「緑地保全」、「緑の拠点の整備」、「都市緑化の推進」、「緑の普及啓発」という第1次計画においても設定されていた視点に加え、緑の多様な機能のさらなる発揮を目指すために「緑のネットワーク形成」に関する視点を含めた5つのイメージによって構成します。

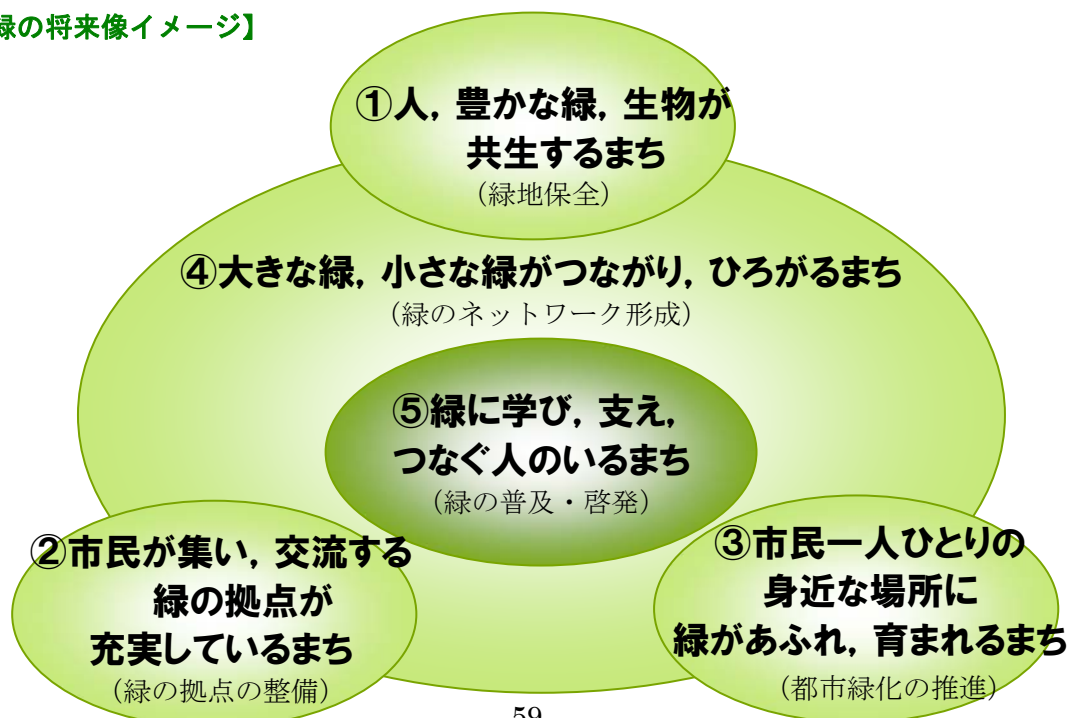
### 【基本理念】

人とみどりのハーモニー うつのみや

### 【基本目標】

～ ひとりひとりが緑をつなぎ  
住み続けたいまちを目指して ～

### 【緑の将来像イメージ】

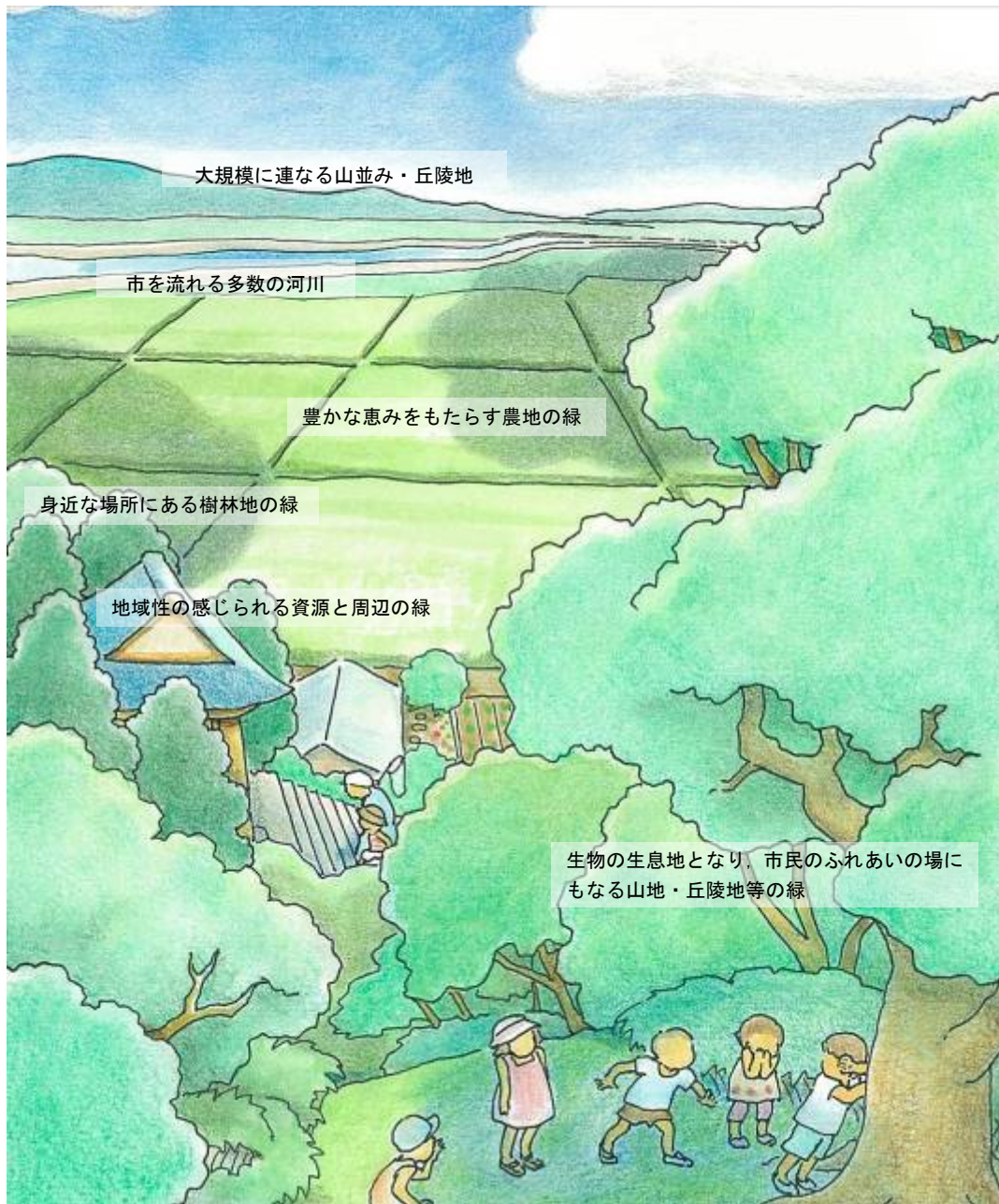


## ①人、豊かな緑、生物が共生するまち（緑地保全）

近年は、様々な人間生活に伴って、野生生物が生息してきた自然が失われたり、環境悪化が起こることなどにより、多くの生きものが絶滅に追い込まれています。また、第三次生物多様性国家戦略では、地球温暖化等の地球規模の気候変化も種の絶滅や生態系の崩壊につながっていると明記されています。

本市では、北西部の山並み、そこから連なる丘陵地や鬼怒川、田川、姿川などの河川、さらに周辺に広がる農地など、まとまりのある緑・水が存在しています。そこは希少生物を含む多様な生きものを育む自然環境となり、生物多様性の保全にもつながっていると同時に、私たち市民にとっても魅力あふれる自然にふれあえる環境を提供してくれます。

このような緑が本市の誇りとして将来にわたって守られ、育てられ、生物が共生するまちを目指します。

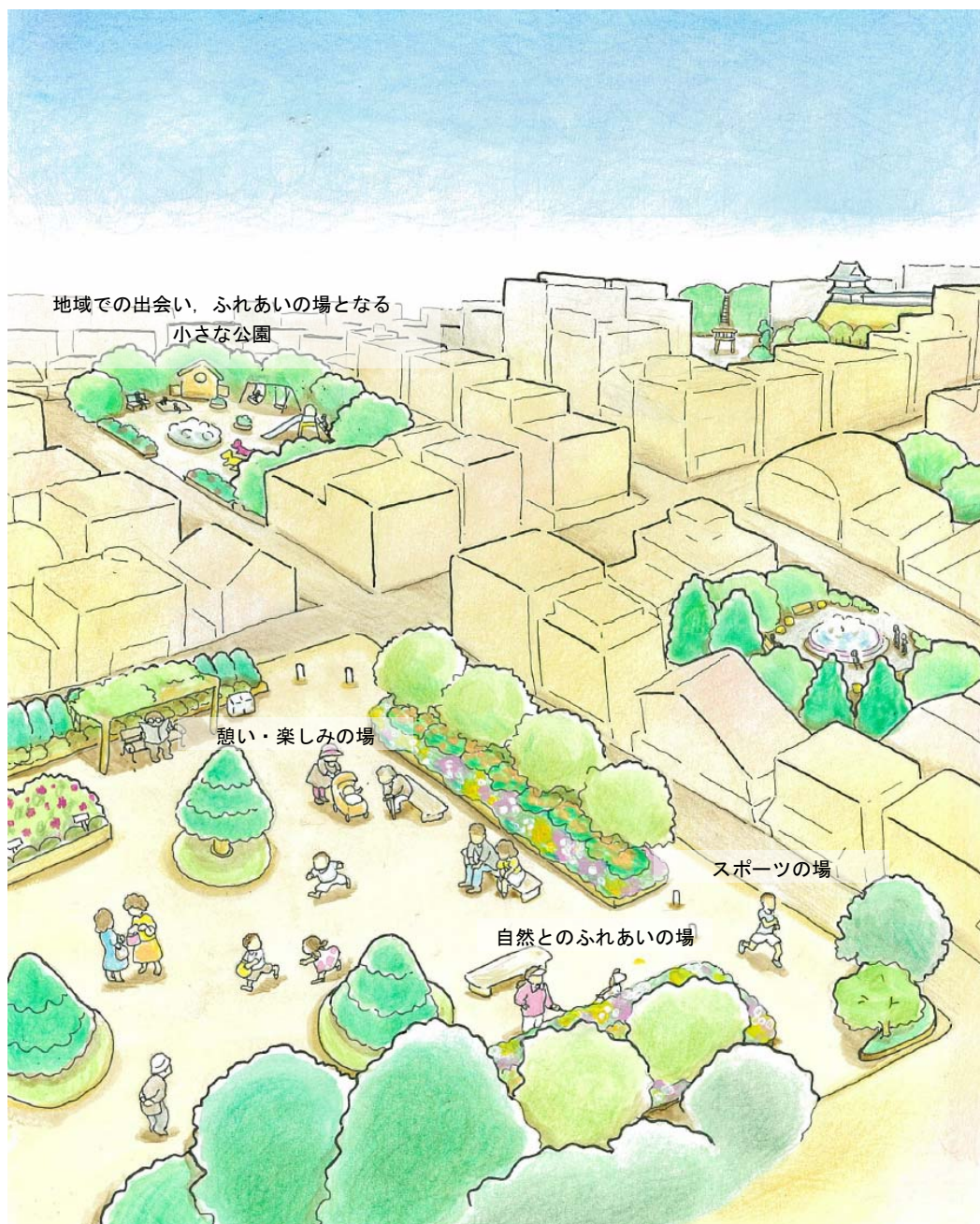


## ②市民が集い、交流する緑の拠点が充実しているまち（緑の拠点の整備）

都市公園を始めとした緑の拠点は、自然にふれあったり、スポーツに励んだりする場として私たちに憩いや楽しみの機会を与え、日々の生活の充足にもつながります。

一方で、少子高齢化などの時代の変化により、このような公園などの緑が市民生活において果たす役割も変化していると考えられ、その変化への対応も必要となってきています。さらには、地域内のつながりが希薄化している現代において、例えば自宅の周辺にある小さな公園や緑地などは近所の方々などとの出会い、ふれあう場となり、今後の重要性はますます高まると考えられます。また、自然へのふれあい、健康志向といった新しいニーズにも応えることのできる貴重な空間です。

市民の誰もが気軽に訪れ、楽しむことのできる魅力あふれる緑の拠点が充実しているまちを目指します。

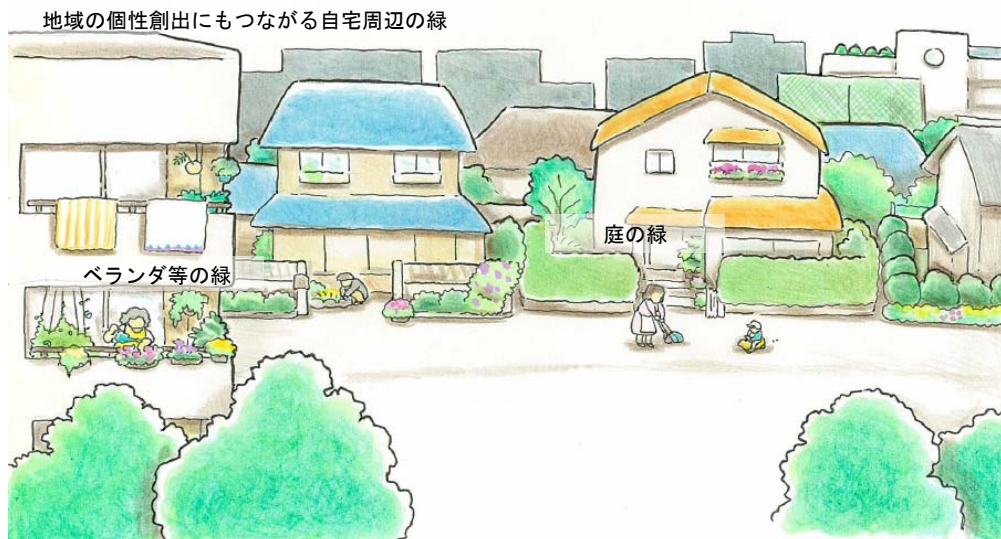


### ③市民一人ひとりの身近な場所に緑があふれ、育まれるまち（都市緑化の推進）

駅周辺や商店・オフィスの並ぶ市の中心部は、日々多くの人仕事、買い物、遊びなどに訪れ、市の拠点となる場所です。このような地域では、規模の大きな緑を確保することは難しいですが、通りや小さなオープンスペースに置かれたプランターなどの緑を増やしていくことはできます。これらは美しい景観を形成したり、まちを利用する私たちの目を楽しませたりしてくれる貴重な緑になります。

また、学校等の公共施設のほか、個人のお宅の庭やベランダ等の緑は、育てる人々の個性があふれ、都市の魅力向上につながっています。

このような、市民の身近な場所に様々な緑がつけられ、潤いある都市環境が形成されたまちを目指します。



#### ④大きな緑、小さな緑がつながり、ひろがるまち（緑のネットワーク形成）

つながりのある緑は、小鳥や昆虫など、生物の移動経路となり、それらの生物の生息範囲が広がることにもなります。また、防災面では、道路沿いの街路樹や生垣などが延焼の防止帯となって安全な避難経路を提供してくれます。また、大きく、美しい街路樹が並んだ景観は、まちの風格を感じさせてくれます。このように、緑はつながりを持たせることによって多様な機能がさらに向上していきます。

様々な人たちの取組によって守り、育ててきた郊外部に広がる山地や農地等の大きな緑、市街地やその周辺の都市公園や樹林地などの小さな緑が相互につながりを持ち、緑のネットワークが市域全域に広がるまちを目指します。



## ⑤ 緑に学び、支え、つなぐ人のいるまち (緑の普及・啓発)

これまでも、市内の緑は多くの市民の力によって守り、育てられてきました。今後の緑のまちづくりにおいて、市民や事業者等、様々な立場の方々が果たす役割はさらに大きくなっていきます。

子どもの頃から緑にふれあい、遊び、学ぶ機会が豊富にあることは、市民が「緑を守り、育てたい、将来に残していきたい」と考える、緑への愛着心育成につながります。

子どもから大人まで、そして市民、事業者、行政など様々な立場の人々、誰もが緑を守り、育てる取組に係わっていくことのできる環境を目指します。



市民協働による  
里山・樹林地等の緑の管理



緑化に関する学習と  
実践



緑に触れ、親しむことを通した  
愛着心育成



子どもの頃からの緑とのふれあい

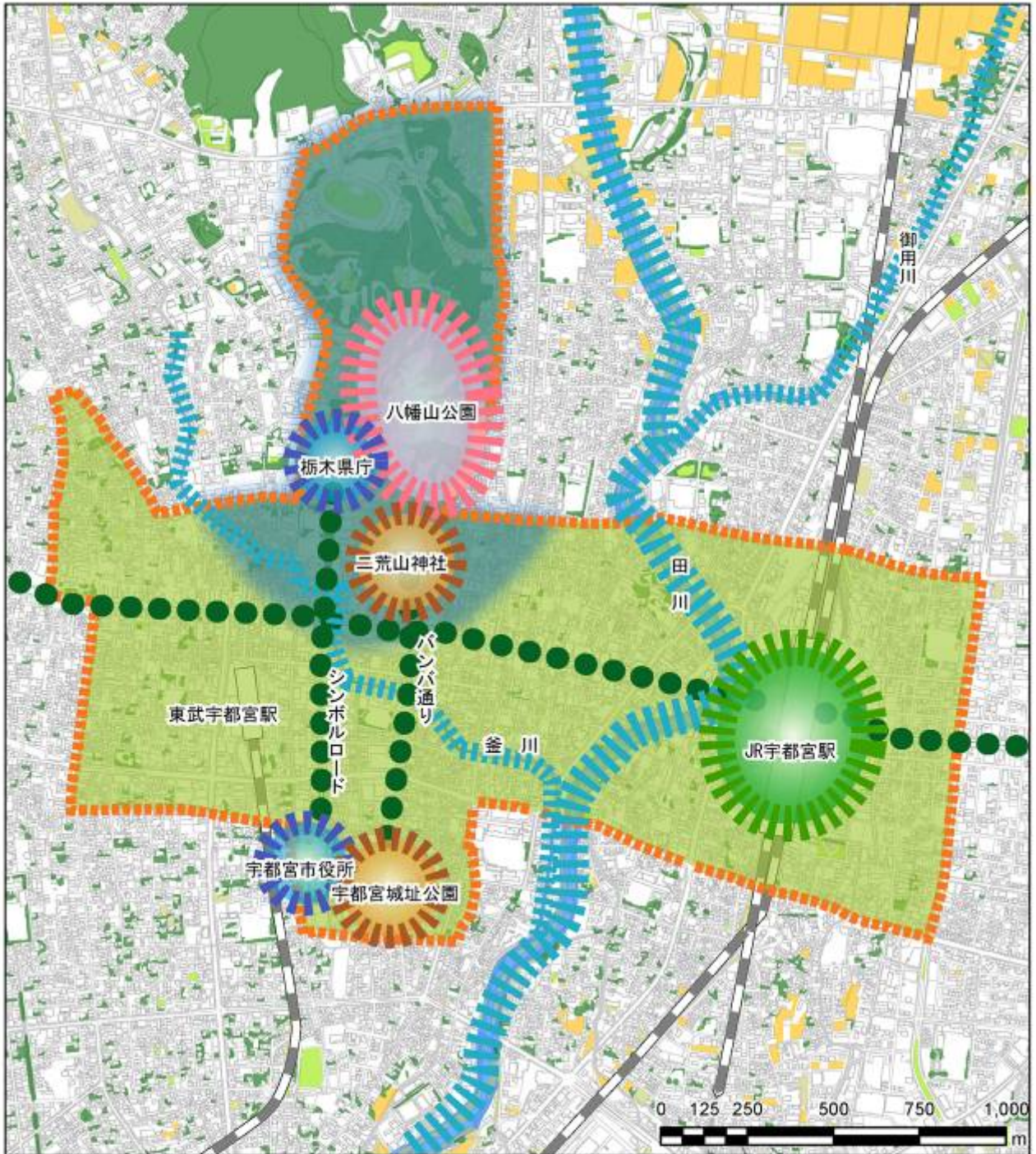


市域全域の緑の将来像図



- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| ◆人、豊かな緑、生物が共生するまち        | ◆市民一人ひとりの身近な場所に緑があふれ、育まれるまち |
| ■ 山地・樹林地保全ゾーン            | ■ 身近な緑創出ゾーン                 |
| ■ 農の緑保全ゾーン               | ● まちの顔としての重点緑化拠点            |
| ■ 市街地縁辺緑保全ゾーン            | ● 地域交流拠点                    |
| ◆市民が集い、交流する緑の拠点が充実しているまち | ● 産業・流通拠点                   |
| ● レクリエーション拠点             | ● 観光・交流拠点                   |
|                          | ● 拠点周辺、緑保全の輪                |
| ◆大きな緑、小さな緑がつながり、ひろがるまち   | ◆大きな緑、小さな緑がつながり、ひろがるまち      |
|                          | ■ 水のネットワーク軸                 |
|                          | ■ 市街地へ冷涼な大気を送る風の道           |

中心市街地の緑の将来像図



-  まちの顔としての重点緑化拠点  
(中心市街地の区域)
-  北関東玄関口重点緑化拠点
-  緑ネットワーク軸
-  風の道形成に向けた緑化拠点
-  緑化モデル拠点
-  水のネットワーク軸
-  花と緑の交流・レクリエーション拠点
-  歴史・文化の交流・レクリエーション拠点

## 2 緑の目標水準

### (1) 計画のフレーム

計画の目標年次は平成 23 (2011) 年から、第 5 次宇都宮市総合計画基本構想に示される平成 34 (2022) 年とし、計画フレームを以下のように設定しました。

#### 【目標年次と人口】

	現況	目標年次
年次	平成 23 (2011) 年	平成 34 (2022) 年
人口	510,157 人	508,046 人

#### 【市域面積等 (平成 23 (2011) 年)】

市域面積	41,684ha
市街化区域面積	9,199ha
中心市街地面積	320ha

### (2) 緑の目標水準

#### ①基本的な考え方

「緑の目標水準」は、「緑の将来像」を踏まえ、今後将来像の実現に向けた取組を推進していく中で達成を目指す、数値指標による目標です。

緑の目標水準の設定にあたっては、今後も、私たちの快適で豊かな生活を支えてくれる緑を市全体で守り、増やしていくことを基本的な考え方としています。また、それらの緑が量だけでなく質的にも高く、市民等にとって満足度の高い状態であることを目指します。

#### ②目標水準

目標水準としては、大きく「緑の量」に係わるものと、「市民意識」に係わるものを設定します。

「緑の量」に関するものでは、市全域で緑を守り、増やしていくことを目指す「緑被率」や「緑地率」、「都市公園面積」のほか、中心市街地において人が憩い、楽しむことのできる緑を増やしていくため、人の目に見える緑の量である「緑視率」を目標として設定します。

「市民意識」に関するものでは、緑の量に対する市民満足度を目標として設定します。

#### 【目標水準一覧】

A. 「緑の量」に係わるもの	①緑被率
	②緑視率 (中心市街地)
	③緑地率 (法律や条例等により、担保性が確保された緑)
	④都市公園面積
B. 「市民意識」に係わるもの	⑤緑の量に満足している市民

## A. 「緑の量」に係わるもの

### ① 緑被率の目標水準

公園や樹林地、農地など、様々な形で存在し、多様な機能を有する市内の緑を一体的に量の確保を進めることが重要です。しかし、市域における緑被率は減少傾向となっています。特に、市街化区域ではこれまでも緑被率が大きく減少してきました。

市街化区域では開発を進める中でもオープンスペースの緑化や緑地協定、地区計画等の地域が一体となった緑化を進めることによって緑を確保するとともに、郊外部においては、北西部の山地や、主要な河川とその周辺の緑を保全していくことによって市域全域における緑被率の現状維持を目指します。

また、中心市街地においては、緑被として測定可能なまとまった緑の創出は難しいと考えられますが、今後、緑の喪失を防ぎ、現状の緑の量を維持していくことを目指します。

	平成 11 年 <sup>※1</sup> (第 1 次計画策定時)	現状値 平成 20 年 <sup>※2</sup>	目標値 平成 34 年
中心市街地	(測定なし)	10.1% (32.6ha)	現状値以上
市域全域	64.4% (20,115ha)	63.2% (26,337.4ha)	現状値を維持

将来目標
30%
現状値を維持

※1 平成 11 年数値は旧市域面積（旧上河内町・旧河内町合併前，31,216ha）に基づくもの。

※2 現状値には平成 20 年度の基礎調査結果の数値を用いる。

#### 【目標値設定の考え方】

国等の調査において、緑被率が 30%を下回ると緑の評価が低くなり、気温上昇やヒートアイランド現象を引き起こすとされています。また、熱環境の改善に向けて、人工排熱の低減とともに緑被率を 30%にする必要があるという試算例があります。これらを踏まえ、中心市街地での緑被率 30%を確保することを将来目標に掲げ、緑の多い、潤いある市街地づくりを目指します。

- ・緑被率は、把握することが可能な緑の規模に限界があり、小規模な緑の増加が数値に表れにくいものです。また、まとまった規模の緑の創出は難しい状況です。
- ・今後、目標年次までに人口は減少に転じるものの、2015 年までは上昇傾向が続くと予想されています。また、世帯数については人口が減少傾向に入った後も、増加が続くと見込まれています。このようなことから、特に市街化区域においては、開発行為などにより緑の減少が想定されますが、一体的な緑の確保目標として市域全体で現在の緑被面積を維持することを目標とします。

## ② 緑視率\*（中心市街地）の目標水準

中心市街地においては、高次都市機能の集積を中心とした現在の土地利用状況等から勘案し、緑被として測定可能なまとまった緑の創出は難しい状況です。しかし、現在も道路沿いのフラワーポットや街路樹、店先のプランターなど、人の目に映り、楽しませてくれる緑は多くあり、今後も、特に景観的に大きな役割を果たす小規模な緑の創出は可能です。

したがって、街路樹や植樹帯等の道路沿いの緑を増やしたり、業務施設等の民有地において、緑化に関する基準の設定や緑化への支援により、人の目に映る緑の量である「緑視率」をあげ、潤いや安らぎの感じられる中心市街地の形成を目指します。

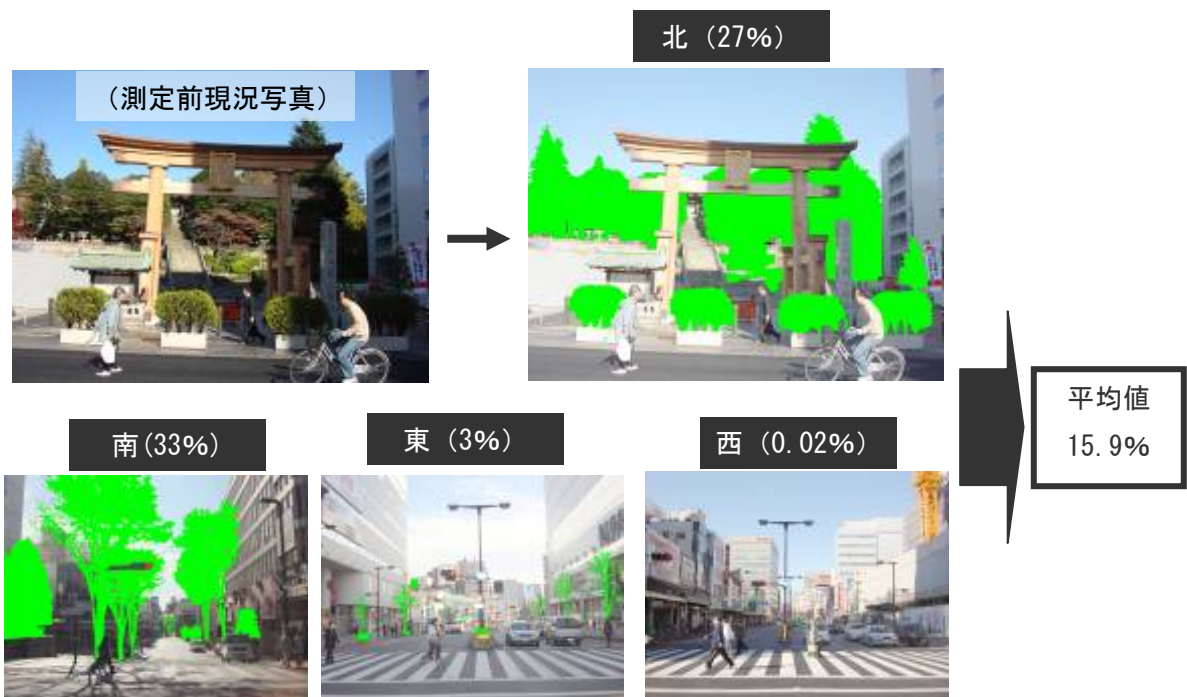
	現状値 平成 21 年	目標値 平成 34 年	将来目標
中心市街地	15.9%（暫定値）	20%	25%

※緑視率：→コラムを参照。

### 【目標値設定の考え方】

国土交通省の調査(H17.8 報道発表)で、緑視率が高いほど潤い感、安らぎ感などの心理的効果が上昇し、およそ 25%を超えると緑が多いと感じるという結果が出ています。このことを踏まえ、25%の緑視率を確保することを将来目標に掲げ、多くの市民、来訪者等が安らぎの感じられる市街地景観づくりを目指します。

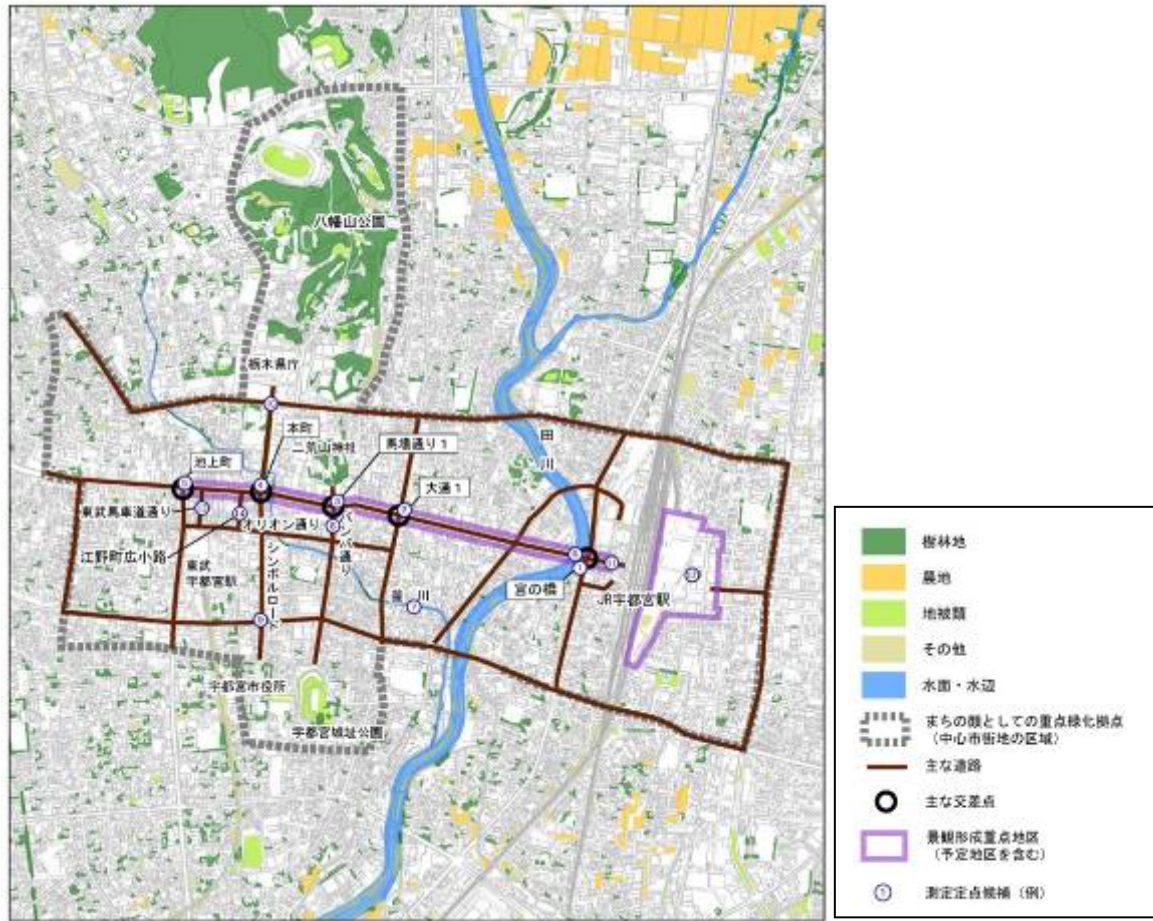
- ・現状値として平成 21 年 11 月に市内 1 箇所測定した暫定値を用いています（下図参照）。
- ・平成 22 年夏期に中心市街地内 10 箇所程度で実施予定の緑被率調査の結果に基づき、現状値とします。また、目標値についてもその結果を踏まえて正式に設定します。



暫定現状値に用いた緑視率測定写真（平成 21 年 11 月撮影，馬場通り交差点）

～緑視率について～

- ・ 緑視率とは、ある定点において人が周囲を眺めたとき、目に映る緑の量が一定範囲内に占める割合のことを言います。
- ・ 緑視率の測定を行う定点は、宇都宮市の中心市街地において、通行量が多いなどの代表的な場所等とし、H22 年度検討予定の地域別計画における検討結果も踏まえ、設定します。



緑視率測定の定点候補（例）

番号	定点候補	関連計画での位置づけ、事業・取組の実施状況
①	大通り・宮の橋交差点	主要交差点。中心市街地将来像で、「河川ネットワーク軸」に設定。
②	大通り・大通り1丁目交差点	
③	大通り・馬場通り1丁目交差点	
④	大通り・本町交差点	
⑤	大通り・池上町交差点	
⑥	宮の橋から見た田川（南北）	中心市街地将来像で、「河川ネットワーク軸」に設定。
⑦	釜川沿い（川沿い1地点）	
⑧	パンパ通り（通り沿い交差点1地点）	・ 中心市街地緑化事業対象路線。 ・ 中心市街地将来像で「緑ネットワーク軸」に設定。
⑨	シンボルロード（市役所付近交差点箇所）	
⑩	シンボルロード（県庁付近交差点箇所）	中心市街地将来像で、「北関東玄関口重点緑化拠点」に設定。
⑪	JR 宇都宮駅西口	
⑫	JR 宇都宮駅東口	宇都宮市景観計画において、景観形成重点地区に指定。また、「駅東口駅前広場」、「駅東口広場通り」、「東西自由通路」の3箇所の景観重要公共施設を含む。
⑬	東武馬車道通り	中心市街地緑化事業対象路線。
⑭	江野町広小路	

### ③ 緑地率（法律や条例等により、担保性が確保された緑）の目標水準

緑を法律や条例等によって担保することは、将来にわたって保全されていく緑の確保につながります。市内では、公園や風致地区、保全契約緑地など、様々な法律や条例に基づいて緑の保全を進めてきており、緑地面積は増加傾向にあります。

今後、市街化区域においては、都市公園の整備や条例、法律に基づく地域制緑地の確保を進めることによって、長年に渡って保全されていく可能性の高い緑の量を増やしていきます。市域全域においては、農地保全や森林保全に係わる法制度を活用しながら緑地面積を確保し、市域全域で現在の緑地の量を維持していきます。

	平成 11 年 <sup>※1</sup> (第 1 次 <sup>計</sup> 画策定時)	現状値 平成 20 年 <sup>※2</sup>	目標値 平成 34 年
市街化区域	5.2% (449ha)	11.2% (1,032.9ha)	17.6% (1,619.0ha)
市域全域	49.5% (15,447ha)	54.6% (22,750.0ha)	現状値を維持

将来目標
30% (2,759.7ha)
現状値を維持

※1 平成 11 年数値は旧市域面積（旧上河内町・旧河内町合併前，31,216ha）に基づくもの。

※2 現状値には平成 20 年度の基礎調査結果の数値を用いる。

#### 【目標値設定の考え方】

国土交通省が策定した「緑の政策大綱」（平成 6（1994）年）において、緑豊かな市街地の形成のために、市街地において確保すべき緑の割合として 30%が示されています。このことを踏まえ、市街化区域内において緑地を 30%確保することを将来目標に掲げ、十分な緑が将来にも引き継がれていくことを目指します。

#### ◆市街化区域の目標値

- ・今後の市の事業実施予定や開発動向を勘案すると、都市公園等、緑地協定区域、保全契約緑地等で微増が予想できるものの、全体的に大幅な伸びは期待できない状況です。
- ・努力目標として、平成 11 年から平成 20 年までの緑地率増分（旧上河内町・旧河内町合併前の旧市街化区域における緑地率の増加分：6.4%）を今後も維持することとします（11.2+6.4=17.6%。）

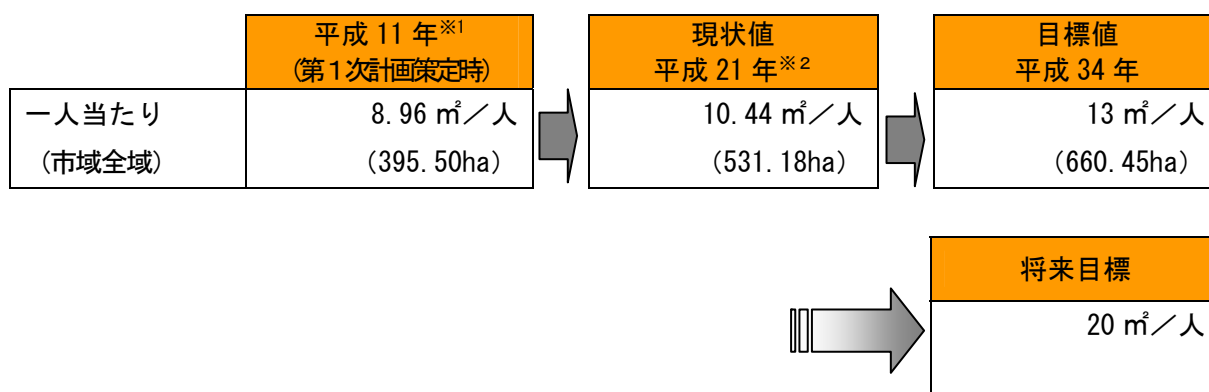
#### ◆市域全域の目標値

- ・市街化調整区域におけるこれまでの開発動向は微増となっています。
- ・当面は、開発動向が鈍化することが予想されますが、宅地開発等により公園緑地の創出は続きます。一方で森林・農地等が減少する可能性が高い状況です。
- ・努力目標として、現状維持を目標とします。

#### ④ 都市公園面積の目標水準

市民が日常生活や余暇活動において憩い、レクリエーション活動を楽しむ場所として、市民一人ひとりの身近な場所に都市公園が確保されることが重要です。市内の都市公園は、地域間で整備の充足度に差が見られる状態であり、その解消が課題となっています。

このため、民有地の借地公園としての整備等、新たな手法も取り入れ、公園の配置状況などを踏まえた整備優先度に配慮しながら、市民の身近な場所に公園が存在し、気軽に利用できる状態であることを目指します。



※1 平成 11 年数値は旧市域面積（旧上河内町・旧河内町合併前，31,216ha）に基づくもの。

※2 現状値には平成 21 年 3 月 31 日現在の数値を用いる。

##### 【目標値設定の考え方】

都市計画中央審議会答申（平成 7（1995）年）において、「一人当たり公園面積」として 20 m<sup>2</sup>が将来目標に設定されている。このことを踏まえ、市域全域において一人当たり公園面積を 20 m<sup>2</sup>確保することを将来目標とし、市民一人ひとりの活動に十分な公園の確保を目指す。

##### ◆市域全域の目標値

- ・今後、規模の大きな公園の整備の予定はない状況です。街区公園・都市緑地は開発に伴って創出が続くものの、面積規模は小さいと考えられます。
- ・ただし、都市計画決定された都市公園の未供用部分が全て供用開始された場合、約 150ha 程度の面積の増加が見込まれます。
- ・このようなことを踏まえ、努力目標として、一人当たり面積 13 m<sup>2</sup>を目指して 660.45ha までの増加を設定します。

##### ◆一人当たりの目標値

- ・第 1 次計画の数値を引き継ぐこととします。



⑤ 緑の量に満足している市民の目標水準 ※

「緑の量」に係わる目標で示した各種数値を施策の推進によって伸ばしていく一方で、それらの緑を活用する立場にいる市民が、その成果に実際に満足していることが必要です。

このため、都市部においては、特に中心市街地等、多くの市民の目につきやすい場所における施設の緑化やオープンスペースの確保を進め、市民が緑の量が増えたことを実感し、満足度が高い状態となることを目指します。郊外部においては、現在の緑の量を確保していくために各種制度の活用による保全を進めるとともに、緑の維持管理を適正に進め、質の向上を図ることにより、満足度を高めていきます。自宅周辺など身近な場所においては、緑化に対する支援を充実させるとともに、協働により管理される体制づくりを進めます。

	現状値 平成 21 年	目標値 平成 34 年
都市部	21.2%	28.0%
郊外部	57.0%	60.0%
自宅周辺	45.2%	50.0%

※「身近な緑の量に満足している市民の割合」とは、平成 20 年度「宇都宮市緑の基本計画改定基礎調査」において、平成 21 年 1 月に実施した市民アンケート調査で、自宅周辺、都市部の「緑の量」を「ちょうどいい」と回答した割合。

【目標値設定の考え方】

- ・平成 21 年の調査時に各エリアにおける緑の量を「少ない」と回答した人の約 1 割が「ちょうどいい」に転換することを目指します。